

基金の状況

基金は将来計画している事業の財源として、また年度間の財源不足を調整することなどを目的として積み立てている資金です。

(平成23年3月末残高)

基金（一般会計）	41億4,175万円	
内訳	財政調整基金	16億4,544万円
	減債基金	214万円
	特定目的基金	24億9,417万円

市有財産の状況

(平成23年3月末現在)

土地	58万1,869m ²
建物	15万6,908m ²

市債の状況

市債は公共施設の整備などに要する財源の一部を補う目的と、将来その施設などを利用する方にも建設経費を負担していただく（後年度負担）という2つの目的を持っています。

(平成23年3月末残高)

一般会計	99億8,548万円
羽村駅西口土地 区画整理事業会計	16億2,774万円
下水道事業会計	74億7,310万円
計	190億8,632万円
水道事業会計	49億4,847万円

一時借入金の状況

3月末現在、借入れはありません。

平成22年度下半期の一般会計補正予算の状況は次のとおりです。

■ 3号補正 (12月議会)

補正額：1億7900万円
補正後予算額：203億3502万3千円

歳入

国有提供施設等所在市町村助成交付金などの交付決定による増額分を措置しました。
国庫支出金は、雇用情勢の悪化などにより生活保護対象者が増加していることから、生活保護費の国庫負担分を増額しました。

都支出金は、私立幼稚園就園奨励制度の一部改正に伴う特別補助金を措置するとともに、松林小学校運動場芝生化事業費の確定による減額分を措置しました。

歳出

そのほか繰入金・諸収入などで予算措置を行いました。
歳入と同様に生活保護対象者の増に伴う生活保護費の増額分を措置しました。

衛生費は、西多摩衛生組合の負担金が、組合の歳入増と経費節減に伴

う歳出の縮減により減少したため、市の負担金を減額しました。

■ 4号補正 (3月議会)

補正額：▲4300万円
補正後予算額：202億9202万3千円

歳入

市税は、市たばこ税および市税滞納繰越分の増収により、市税全体で5400万円を増額しました。
地方交付税は、普通交付税の再算定による3938万円の追加交付分と、特別交付税の12月交付分7046万円を増額し、総額で3億9566万円としました。

国庫支出金は、「地域活性化・きめ細かな交付金」と「住民生活に光をそそぐ交付金」を措置するとともに、「自立支援給付費負担金」などの所要の事業費の確定により1億126

3万円を減額しました。
都支出金は、「市町村総合交付金」の増額分と個々の事業費の確定により、9587万円を増額しました。
繰入金は、「第2次緊急経済財政対策」により財源の確保を図り、今年度繰り入れた財政調整基金は全額繰り戻しました。特定目的基金は、所要の事業費の確定などにより、繰入額を大幅に縮小しました。
ほかにも税連動交付金や財産収入、諸収入などの増減見込みに応じて、所要額を措置しました。

歳出

性質別では、人件費のうち職員人件費について、給与改定などによる引下げ分3136万円を減額しました。
扶助費は、家庭的保育や一時預かり保育事業補助金などを増額し、自立支援給付費、子ども手当、乳幼児医療費助成費などを減額しました。

繰出金は、保険給付費の増加に伴い国民健康保険事業会計への繰出金を増額した一方で、老人保健医療会計や後期高齢者医療会計、介護保険事業会計、下水道事業会計、羽村駅西口土地区画整理事業会計などは、

所要の事業費の確定などにより減額しました。

東日本大震災の影響で避難している皆さんへ

はむらサポートカードを発行

東日本大震災の影響で被災地から市内に避難している方を支援するために、「はむらサポートカード」を発行します。

このカードを提示すると、市の施設の使用料が無料になるなど、さまざまなサービスを受けることができます。



▲シンボルマーク

■はむらサポートカードのサービス内容

区分	サービス内容
施設などの利用	コミュニティバスはむらんの乗車料金無料
	市内施設の使用料などの免除（動物公園、スポーツセンター、スイミングセンター、弓道場、ゆとろぎ、コミュニティセンター、学習等供用施設、地域集会施設、産業福祉センター、水上公園、富士見斎場）
	図書館の図書貸出し利用可能（利用者カードの発行）
	羽村市自然休暇村清里・八ヶ岳少年自然の家宿泊料金無料（年間で3日間まで）※食事は自己負担

■その他の生活支援

区分	サービス内容
手数料などの免除	水道使用料・下水道使用料の免除（1年間）
	廃棄物処理手数料の免除（可燃・不燃の有料ごみ袋1年分を無料配布）
	各種証明書（行政証明に関するもの）の発行手数料の免除
	保育園保育料、学童育成料の免除
	犬の登録事務手数料などの免除

※このほかにも、高齢者入浴サービスの提供や市営住宅の申込要件の緩和、「ゆとろぎ寄席」への招待、フレッシュランド西多摩の利用料免除などのサービスを提供します。詳しくは、各担当課へ問い合わせてください。

カードの発行は市役所2階生活安全課窓口で行っています。簡単な手続きでカードを即時発行します。また、市ではこれらのサービス以外にも、市内に避難している皆さんに、医療や健康、子育て、就労などの生活支援を行っています。詳しくは、各担当課へ問い合わせてください。

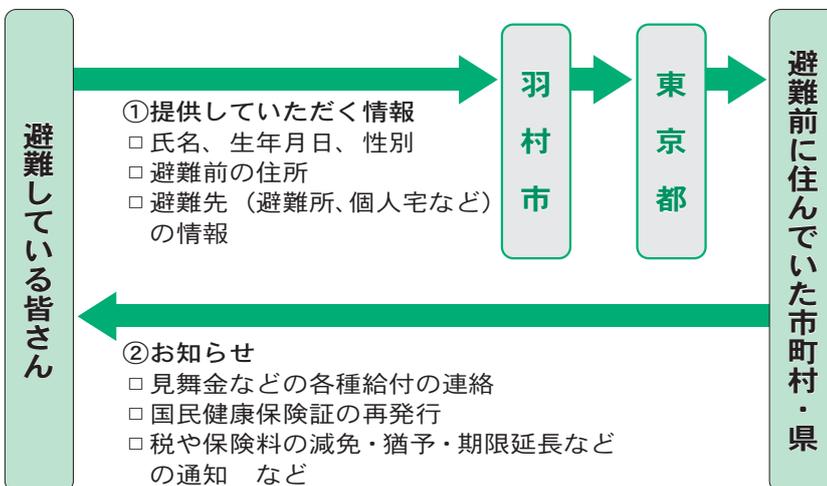
全国避難者情報システムに登録を

総務省の取り組む「全国避難者情報システム」に基づき、東日本大震災の影響で避難している皆さんからの所在地などの情報提供を受け付けます。提供された情報は、避難する前に住んでいた市町村や県に送られ、今後の通知などに利用されます。被災地から避難してきた方は登録してください。書類の配布は市役所2階生活安全課窓口で行っています。市および総務省ホームページからダウンロードすることもできます。また、近くに被災地からの避難者がいる場合は、「全国避難者情報システム」の周知をお願いします。

◆全国避難者情報システムとは？

東日本大震災により、多くの方が全国に避難しており、避難元の市町村や県では、避難している方の所在地などの情報把握が課題となっています。そこで、避難している方から、避難先の市町村へ避難先などに関する情報を提供いただき、その情報を避難元の県や市町村へ提供することで、避難元の市町村や県が避難者への情報提供を行う「全国避難者情報システム」の運用が開始されました。

■全国避難者情報システムの仕組み



はむらサポートカードの発行および全国避難者情報システムの登録は、東日本大震災の影響に伴い避難している方が対象です。

受付時間 午前8時30分～午後5時（土・日曜日、祝日を除く）

※住所のわかる証明書（運転免許証など）を持参してください。証明書がない場合は相談してください。

受け付け・問合せ 生活安全課防災係